

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第24号

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第1 自立生活支援用具、火災警報器の項から電磁調理器の項までの規定中「準ずる世帯」の次に「に属する者に限る。」を加え、同表自立生活支援用具、聴覚障がい者用屋内信号装置の項中「認められる世帯」の次に「に属する者に限る。」を加え、同表在宅療養等支援用具、透析液加温装置の項中「じん臓機能障害」を「腎臓機能障害」に改め、同表在宅療養等支援用具、視覚障がい者用体温計（音声式）の項及び視覚障がい者用体重計の項中「準ずる世帯」の次に「に属する者に限る。」を加え、同表在宅療養等支援用具、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）の項中「認められる者」の次に「に属する者に限る。」を加え、同表在宅療養等支援用具の項に次のように加える。

人工呼吸器 用自家発電 機	100,000円	呼吸器機能障害3級以上若しくはこれと同程度の身体障がい者（診断書等により必要と認められる者に限る。）又は難病患者等であつて人工呼吸器を常時使用しているもの	10年
人工呼吸器 用外部バッ テリー	50,000円	呼吸器機能障害3級以上若しくはこれと同程度の身体障がい者（診断書等により必要と認められる者に限る。）又は難病患者等であつて人工呼吸器を常時使用しているもの	5年

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。